



5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

問合せ 福祉課 ☎(81)5548

毎年5月12日は民生委員制度発祥の由来により「民生委員・児童委員の日」と定められています。5月12日～18日は「活動強化週間」です。地域住民や関係機関・団体などに広く周知し、委員活動の理解促進と充実につなげていくことを目指しています。

お困りごとがあるときは、お気軽に地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

■民生委員・児童委員とは
厚生労働大臣から委嘱され、無報酬のボランティアとして地域の見守りや支援活動を行っています。

日頃から地域住民の身近な相談相手となり、専門機関に橋渡しをする「つなぎ役」として役割を果たしています。

また、民生委員法に定められた守秘義務があり、皆さんの相談内容がほかの方に伝わることはありません。

民生委員・児童委員の連絡先は、福祉課にお問い合わせください。



みんびよん

「児童の登校見守り・あいさつ運動」を行います

中井町では、民生委員・児童委員の活動強化週間にちなんで、民生委員・児童委員の存在や活動について知ってもらうために、児童の登校見守り・あいさつ運動を行います。

日時 5月15日(水) 登校時間までの約40分
場所 中村小学校・井ノ口小学校・中井中学校の校門前

卒園・卒業するお子さんにお祝いの言葉を贈りました

民生委員・児童委員の児童福祉部会から、なかいこども園・木之花保育園・中村小学校・井ノ口小学校・中井中学校を卒園・卒業したお子さんたちにお祝いの手書きメッセージを贈りました。



6月1日は「人権擁護委員の日」です

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及高揚を図るため、全国各地でこの日を中心に啓発活動を実施しています。人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、人権擁護活動を行っています。中井町においても現在4名の人権擁護委員が委嘱されています。

◆人権擁護委員(敬称略) 小澤重之、秋山和江、関野一郎、権守章

人権擁護委員による人権相談

以下のとおり実施します。
※相談無料、事前申込不要、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

相談内容

セクハラ、パワハラ、家庭内暴力、体罰、いじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別 など
「自分の悩みは人権侵害かも?」と思ったら1人で悩まず、気軽にご相談ください。

時間	9:30~11:30	13:30~15:30
相談日	6月3日(月)	8月20日(火)
	保健福祉センター 3階 工作室	井ノ口公民館 研修室1
	10月16日(水)	12月6日(金)
	保健福祉センター 3階 工作室	保健福祉センター 3階 工作室
	令和7年 2月20日(木)	
	井ノ口公民館 音楽室	保健福祉センター 3階 工作室

電話による人権相談

- ① みんなの人権110番(人権一般) ☎0570(003)110
- ② 女性の人権ホットライン(女性の人権問題) ☎0570(070)810
- ③ 子どもの人権110番(子どもの人権問題) ☎0120(007)110
- ④ 外国語人権相談ダイヤル(外国人であることを理由に困ったとき) ☎0570(090)911

インターネットによる人権相談

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken13.html>

